

# 国保さかた

2022.7.1

◎発行 酒田市健康福祉部国保年金課  
 〒998-8540 酒田市本町三丁目2番45号  
 TEL.0234-26-5727 FAX.0234-26-5796  
 E-mail:kokunen@city.sakata.lg.jp

【集団健診/市民健康センター(5/23)】

毎年健康診断を受診、健康状態を把握し、健診後の適切な対応をしていきましょう。



## 国民健康保険税の税率を引き下げました

3年  
連続!!

国民健康保険税は、国民健康保険に加入している皆さんからお支払いいただく税金です。本市では今後の財政見通しなどを踏まえ、今年度の国民健康保険税の税率を改正しました。

### \* 改正内容

- ① 税率：医療分・支援分の税率を引き下げ、介護分と合わせた改正後の税率は、加入者平均で約2.38%の引き下げとなります。（所得の状況などにより異なります。）令和2年度、3年度に引き続き3年連続の引き下げです！
- ② 課税限度額等：世帯あたりの課税の上限額を改正しました。

●令和4年度の国保税の税率 (年額)	変更		変更なし
	医療分	支援分	
所得割（令和3年中所得-43万円）×税率	6.0%→ <u>5.9%</u>	2.6%→ <u>2.4%</u>	2.3%
均等割（同一世帯の加入者1人当たり）	19,700円 → <u>19,200円</u>	8,800円 → <u>8,400円</u>	10,600円
平等割（1世帯あたり）	15,000円 → <u>14,200円</u>	6,700円 → <u>6,200円</u>	5,700円
●課税限度額（合計額の上限）	63万円→ <u>65万円</u>	19万円→ <u>20万円</u>	17万円

### ●未就学児に係る国民健康保険税均等割の軽減について

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和4年度から未就学児の保険税の「均等割」が5割軽減されました。

◇対象となる方

国民健康保険に加入する未就学児（6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者）

## 新型コロナウイルス感染症に関する国保の支援情報

### ① 国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年に比べて3割以上減少することが見込まれる世帯の方は、減免となる場合があります。

お問い合わせ 税務課税制係 ☎ 26-5711

### ② 傷病手当金の給付

国保加入者で給与の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われ、療養のために仕事に就けない場合、就労を予定していた日について傷病手当金が支給される場合があります。

お問い合わせ 国保年金課国保係 ☎ 26-5727

郵送で国民健康保険の手続きを行えるものがあります。

詳しくは本市のホームページ「郵送による国民健康保険の手続き」をご覧ください。

## 国保から大切なお知らせです

毎年7月は各種医療証や国民健康保険被保険者証（保険証）の切り替えの時期です。

国保年金課から郵便物が届いたら、必ず内容を確認してください。

### 国民健康保険被保険者証（保険証）

有効期限 7月31日

#### ◇対象となる方

国民健康保険に加入している全ての方。

#### ◇注意点

- ・保険証は、世帯主の方へご家族の分をまとめてお送りします。
- ・会社に勤めたり、家族の扶養につくなど他の健康保険に加入したときは、ご自身や同じ世帯の方による国民健康保険の脱退の手続きが必要です。



満70～74歳の方

高齢受給者証と保険証を一枚にしています。  
窓口での負担割合は2割、  
一定以上の所得の方は3割です。

#### ◇注意点

- ・新しい負担割合は、令和3年中の所得をもとに判定します。

### 限度額適用（減額）認定証

有効期限 7月31日

#### ◇対象となる方

- ・入院や高額な外来診療のために限度額適用（減額）認定証の交付が必要な方。

#### ◇更新の手続き

- ・新たに申請が必要になります。案内通知を7月中にお送りしますので、手続きをお願いします。

#### ◇注意点

- ・8月以降に入院や高額な外来診療を受ける予定のない方は、更新の手続きは必要ありません。
- ・世帯に令和3年中の税の申告をしていない方がいると認定証を更新することができません。忘れずに申告してください。

### 特定疾病療養受療証

有効期限 7月31日

#### ◇対象となる方

- ・現在、特定疾病療養受療証を使って治療を受けている方。

～お問い合わせ～

国保年金課国保係 ☎ 26-5727

## 健康診断は毎年受けましょう！

35～39歳の国保加入者は半額で受けられます

#### \* under40（若年者健診）

39歳以下の方を対象にした健康診査です。  
若いうちは、健康に自信があるかもしれません  
が、年に一度は健診を受け、生活習慣を見直す  
きっかけにしましょう。

#### \* 特定健診・特定保健指導

40歳から74歳の方を対象にした、メタボリックシンドロームに着目した健康診査です。  
メタボリックシンドロームの予防と改善のため、食事や運動面での保健指導を早期に行い、  
生活習慣を改善することが目的です。

がん検診の費用を助成しています！

#### \* がん検診

死因別死亡率の第1位はがんで、特に庄内地方は  
全国的にも高くなっています。  
がんは早期発見できれば完治できるものが多く、  
自覚症状のない早期がんを発見することが検診の大  
切な役割です。



～お問い合わせ～

健康課成人保健係 ☎ 24-5733  
検診受付電話 ☎ 22-6184